

小鳥いい友クラブ会則

更新年月日 平成30年11月24日

(総則)

第 1 条 本クラブは、小鳥いい友クラブと称する。

第 2 条 本クラブの事務所は会長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本クラブは会員相互の親睦を図り、小鳥全般をこよなく愛し、繁殖・育成を促進研究を行い、友好と共に向上を図る。

(組織)

第 4 条 本クラブは、会務を円滑に行うため各役員を選任し、会長がこれを統括する。

2. 各役員は担当業務を円滑に行うとともに、クラブを代表し、運営に関する連絡調整等にあたる。
3. 各役員は、所管事務を行うとともに、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
4. 会員は品評会・交換会の開催中及び終了時には、生体・持ち込み用品は自己責任に於いて管理する。

(役員)

第 5 条 本クラブに次の役員を置き、役員の中から選出する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 会計担当 1 名
- (4) 広報担当 2 名
- (5) 会計監査 2 名

2. 前項の役員は、各担当役員から互選し、役員会において決定する。
3. 会長・副会長は、役員内から民主的方法により選出する。

第 6 条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。なお、任期満了後も後任者が選出されるまでの間はその職務を行う。

第 7 条 本クラブの役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 本クラブを代表し、クラブを総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会 計 本クラブの会計事務を行う。
- (4) 監 査 本クラブの会計監査を行う。
- (5) 広 報 本クラブの品評会・交換会実施の際の宣伝活動を行う。
- (6) 理 事 議事録の作成及び会長の補佐を行うとともに、会議の円滑な推移に努める。

(会合)

第 8 条 本クラブは次の会合を行う。

(1) 総会

総会は、定期総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

① 定期総会

毎年 4 月に開催し、役員の大過半数出席の下、前年度における決算及び経費報告の承認、翌年度の品評会の開催日等の決定、役員を選任、必要に応じ会則の改正、重要事項の決定を行う。

② 役員会

会長が必要と認める場合、随時開くものとし役員をもって構成する。

第 9 条 会議の主要事項は、全て議事録に記載しなければならない。

(入会・退会・除名)

第 10 条 入会する者は会員名簿作成の為、住所・氏名・連絡先を記入する。なお個人情報保護を勘案し、作成した会員名簿は一般会員への配布は行わない。

退会は自由とし、即納の会費は原則として返却しない。

本クラブ会員として、秩序を乱す行為、言動、会の妨げ及びクラブの規約違反があった場合は、役員会において特別の利害関係を有する役員を除き、役員の大過半数が出席し、その大過半数をもって除名の決議を行う。

(会費)

第 11 条 本クラブの経費は、会員の拠出する会費及び他の収入金をもってこれを充当する。

第 12 条 会費は、入会金 1,000 円、年会費は 3,000 円とし年度をまたいで再度入会は入会金 1,000 円を徴収する。※やむを得ず参加できない場合は、事象により免除することもある。

第 13 条 本クラブの会計は、金銭出納簿及び備品台帳を備え、常に収支を明らかにして保管し、その収支状況は全て総会において報告し、承認を得なければならない。

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

以上